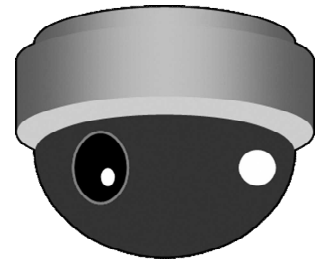


廿日市市防犯カメラ 設置補助制度のご案内



令和6年度より、既存の防犯カメラの更新及び移設（原則、設置から6年を経過）に係る経費についても補助の対象となりました。

制度の目的

安全で安心なまちづくりを推進するとともに、地域の自主的な取り組みを支援するため、町内会等が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

補助対象団体

防犯カメラを設置する町内会、自治会等の営利を目的としない地域の団体

補助対象経費

- ア. 防犯カメラの機器購入及び機器更新にかかる経費
- イ. 設置工事にかかる経費
- ウ. 防犯カメラの設置を示す看板の設置にかかる経費

補助率及び上限額

補助率：補助対象経費の $\frac{4}{5}$ （千円未満切捨）
上限額：1箇所につき40万円を限度

補助台数

廿日市市全体で5台程度

募集期間等

5月～7月末まで団体を募集し、選考のうえ団体を決定



補助金交付手続きの流れ

補助金交付申請の準備

- 町内会の同意
- 許可等の各種手続き
- 管理運用規程の作成等

※道路や公園に設置する場合は、事前に維持管理課施設管理係(☎30-9173)までお問い合わせください。

補助金交付申請書の提出（申請期間：当該年度 7 月末）

提出書類 ※交付申請は必ず工事施行前に行ってください。

- ①交付申請書
- ②見積書
- ③防犯カメラ管理運用規則

市から補助金交付決定の通知

補助金概算払請求書の提出

市から補助金の交付

工事の実施
工事完了
経費の支払い

実績報告書の提出／精算書の提出

市から補助金交付額確定の通知

管理及び運用

お問合せ先 廿日市市 生活環境部人権・市民生活課 市民生活係 ☎30-9147